

豊明市監査公表第3号

地方自治法第199条第1項、第3項及び第4項の規定に基づく定例監査等を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成27年9月25日

豊明市監査委員

古橋 洋一

山盛 さちえ

1 監査の対象

健康福祉部 健康推進課

健康福祉部 保険医療課

2 監査の期間

平成27年4月30日から平成27年5月21日まで

3 監査の範囲

平成26年4月1日から平成27年3月31日までに執行した事務事業

4 監査の重点項目

(1) 収入事務

(2) 支出事務

(3) 契約事務

(4) 財産管理事務

(5) 一般行政事務

5 監査の結果

今回の監査は、上記重点項目に添って実施したところ、所管する事務事業の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

ただし、下記留意事項が見受けられたので、今後は適正な処理をされたい。

(1) 豊明市保健センターの財産管理事務において、財産使用等許可申請書の添付書類が一部不足しているものが見受けられたので留意されたい。(健康推進課)

6 監査の対象

行政経営部 企画政策課

7 監査の期間

平成27年4月30日から平成27年5月27日まで

8 監査の範囲

平成26年4月1日から平成27年3月31日までに執行した事務事業

9 監査の重点項目

- (1) 収入事務
- (2) 支出事務
- (3) 契約事務
- (4) 財産管理事務
- (5) 一般行政事務

10 監査の結果

今回の監査は、上記重点項目に添って実施したところ、所管する事務事業の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

ただし、下記留意事項が見受けられたので、今後は適正な処理をされたい。

- (1) 基幹業務システム借上（長期継続契約）の契約事務において、賃貸借契約書の記載内容に一部誤りが見受けられたので留意されたい。

11 監査の対象

健康福祉部 社会福祉課
健康福祉部 高齢者福祉課

12 監査の期間

平成27年5月25日から平成27年6月10日まで

13 監査の範囲

平成26年4月1日から平成27年3月31日までに執行した事務事業

14 監査の重点項目

- (1) 収入事務
- (2) 支出事務
- (3) 契約事務
- (4) 財産管理事務
- (5) 一般行政事務

15 監査の結果

今回の監査は、上記重点項目に添って実施したところ、所管する事務事業の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

ただし、下記留意事項が見受けられたので、今後は適正な処理をされたい。

(1) 豊明市総合福祉会館清掃業務委託の契約事務において、契約の締結伺書に合議のないものが見受けられたので留意されたい。 (社会福祉課)

(2) 豊明市生活援助員派遣事業委託の契約事務において、受託者からの提出書類に一部不足しているものが見受けられたので留意されたい。 (高齢者福祉課)